

# 公益信託 富山ファーストバンク 社会福祉基金 募集要綱（第18回）

公益信託 富山ファーストバンク社会福祉基金  
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

## 1. 助成対象

### (1) 助成対象者

富山県内において県民のための社会福祉に関する事業を行っている社会福祉法人、NPO法人並びに営利を目的としない事業を行うその他団体（2年以上の事業実績を有し、かつ活動を行うにあたり報酬を求めている団体）とする。

### (2) 助成対象事業

富山県内の社会福祉に関する独創的又は先駆的な下記事業に対する助成金の支給。  
（介護保険事業報酬の対象となる事業、日常の人件費や交通費は助成対象外とする）

ア．在宅障がい者、高齢者等に対する給食、入浴、排泄等の介護、家事援助活動

イ．在宅障がい者、高齢者等の外出補助活動

ウ．ひとり暮らし、寝たきりの高齢者等に対する訪問活動

エ．点訳及び録音活動

オ．障がい者福祉施設、高齢者福祉施設等での労力提供活動

カ．障がい者、高齢者等に対する文化、レクリエーション活動の指導、援助活動  
（社会福祉事業に係わるものに限る。ただし、趣味的な活動を行う団体を除く。）

キ．児童福祉、子育て支援等に関する活動

ク．その他上記活動に準ずる活動

富山県内において社会福祉に係わる下記のボランティア活動を行っている団体を支援するための施設・機器の整備に対する助成金の支給。

ア．障がい者及び高齢者に対する上記 アからカに掲げる社会福祉に係わるボランティア活動

イ．児童、子育て家庭に対する上記 キに掲げる社会福祉に係わるボランティア活動

## 2. 応募資格

1．に記載した助成対象者のうち、公的助成を受けていない又は少ない法人及び団体とします。なお、過去に当基金から助成を受けた法人・団体が、再度申請することも可能です。

## 3. 助成金

- ・本年度の助成金総額は350万円の予定。
- ・助成金額は、1法人又は1団体概ね10万円～100万円とする。

#### 4. 応募方法

当基金所定の「助成金支給申請書」及び「事業計画書」に必要事項を記入し、所定の期日までに当基金に提出する。【助成金支給申請書・事業計画書2部提出下さい。】  
なお、申請書及び計画書の記載事項は、助成金支給対象者の選考等、当公益信託の運営に必要な範囲で、当公益信託の運営委員・信託管理人・委託者・富山県社会福祉協議会が取得・利用します。また、支給が決定した場合、団体名、助成金額等の情報が主務官庁へ提供される他、一般に公開されます。

#### 5. 応募期間

平成29年12月1日(金)～平成30年1月15日(月)

#### 6. 選考の方法

公益信託 富山ファーストバンク社会福祉基金運営委員会の審議により、受給者及び助成金額を決定する。

#### 7. 助成金の給付

平成30年4月中に、銀行振込により給付する。

#### 8. 申請書送付先・報告書提出先

〒100-8212 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社  
リテール受託業務部公益信託課

- ・ 受給者は、期日(別途通知)までに助成の対象となった事項に係わる「事業報告書」を助成事業の終了如何にかかわらず、上記宛に提出する。  
尚、「事業報告書」の提出がない場合は、助成金の返還対象となりますので必ず提出してください。

#### 9. 条件その他

当基金を広く知らしめるため、受給者は広報誌・PR紙を作成の場合は、紙面に当基金より助成を受けた旨を明記してください。  
車両等大きな物品を購入された場合は、「公益信託 富山ファーストバンク社会福祉基金寄贈」とできるだけ明示してください。  
「8. 報告書提出」の際に、広報誌・PR紙については本紙またはコピーを、車両等大きな物品の場合は写真を添付してください。

#### 10. 問い合わせ

〒100-8212 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行リテール受託業務部  
公益信託課 富山ファーストバンク社会福祉基金担当  
0120 - 622372 (フリーダイヤル)  
(受付時間 平日9:00～17:00 土・日・祝日等を除く)  
メールアドレス koueki\_post@mufg.jp  
(メール件名には基金名を必ずご記入ください)

以上